

総合評価方式一般競争入札における低入札価格調査制度の実施について

平成30年4月1日付でお知らせしましたとおり、建設工事の一般競争入札のうち、総合評価方式で行うものについては、平成30年度から次のとおり低入札価格調査制度を適用して落札者を決定します。

なお、この制度に係る事務取扱いについては、呉市契約課ホームページ（以下「ホームページ」といいます。）に掲載している、呉市低入札価格調査制度事務取扱要領（以下「要領」といいます。）を参照してください。

1 低入札価格調査制度とは

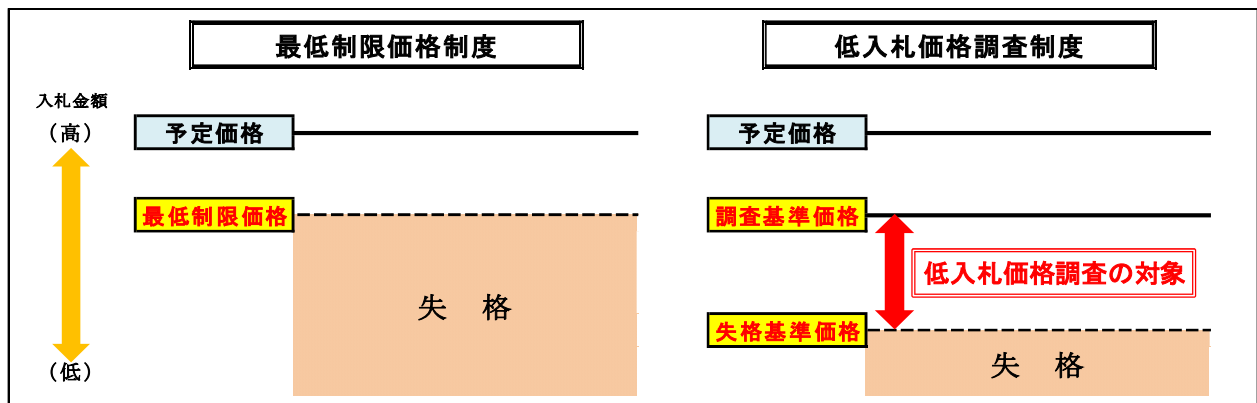
呉市の総合評価方式で行う一般競争入札における低入札価格調査制度とは、開札時に調査基準価格と失格基準価格を決定し、総合評価において最も評価値の高い者となった入札者の入札金額が、調査基準価格未満、かつ失格基準価格以上である場合に低入札価格調査を行い、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としません。

2 最低制限価格制度との違い

最低制限価格制度では、開札時に決定する最低制限価格未満の価格で入札した者を「失格」としていただきますが、低入札価格調査制度では、最も評価値の高い者となった入札者の入札金額が調査基準価格未満、かつ失格基準価格以上である場合は「低入札価格調査」の対象となり、調査を行ったうえで落札者（落札候補者）を決定します。

なお、低入札価格調査制度において、失格基準価格未満の価格で入札した者については、入札者の評価を行わず「失格」となります。

【「最低制限価格制度」と「低入札価格調査制度」の比較（イメージ）】



3 低入札価格調査制度の対象

総合評価方式で行う建設工事の一般競争入札を対象とします。

総合評価方式で行わない建設工事の一般競争入札及び建設コンサルタント等業務の競争入札については、従前どおり、最低制限価格制度の適用により落札者を決定します。

4 調査基準価格について

(1) 調査基準価格について

調査基準価格は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて、又は、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であるかどうかについて、調査を行う必要を認める基準となる価格として定めるものです。

調査基準価格は次の算式により決定します。

$$\text{調査基準価格} = \text{調査基準価格基礎額 (A)} \times \text{ランダム係数 (B)}$$

なお、調査基準価格は、この入札に係る予定価格の100分の80以上とし、上記の算式により求められた数値が予定価格の100分の80を下回る場合は100分の80とします。

(2) 調査基準価格基礎額 (A) について

調査基準価格基礎額 (A) は、工事の種類ごとに、次の算式により算出し、10,000円未満を切り捨てた額とします。

なお、この算式は最低制限価格と同じものです。

① 土木関連工事

$$\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費} \times 55\%$$

② 建築関連工事（建築物に付随する設備工事を含む。）

$$(\text{直接工事費} \times 90\%) \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \{\text{現場管理費} + (\text{直接工事費} \times 10\%)\} \times 90\% + \text{一般管理費} \times 55\%$$

③ 建築物の解体工事

$$(\text{直接工事費} \times 75\%) \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \{\text{現場管理費} + (\text{直接工事費} \times 25\%)\} \times 90\% + \text{一般管理費} \times 55\%$$

④ プラント設備工事（プラント設備工事に付随する電気工事等を含む。）

$$\text{機器費} \times 85\% + \text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + (\text{現場管理費} + \text{据付間接費} + \text{設計技術費}) \times 90\% + \text{一般管理費} \times 55\%$$

⑤ 水道設備関連工事（水道設備に含まれる電気工事等を含む。）

$$[\text{直接工事費} - (\text{機器費} \times 40\%)] \times 97\% + \{\text{共通仮設費} + (\text{機器費} \times 10\%)\} \times 90\% + \{\text{現場管理費} + (\text{機器費} \times 20\%)\} \times 90\% + \{\text{一般管理費} + (\text{機器費} \times 10\%)\} \times 55\%$$

(3) ランダム係数 (B) について

ランダム係数 (B) は、最低制限価格におけるランダム係数の算出方法と同様に、乱数を使用して1.0000から1.0050までの範囲内で算出します。

5 失格基準価格について

(1) 失格基準価格について

失格基準価格は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断する基準となる額です。

入札金額が失格基準価格に満たないときは、その入札を行った者は落札者（落札候補者）としません（評価を行わず「失格」とします。）。

失格基準価格は、予定価格に応じた次の算式により決定します。

$$\text{失格基準価格} = \text{失格基準価格基礎額 (C)} \times \text{ランダム係数 (B)}$$

(2) 失格基準価格基礎額 (C) について

失格基準価格基礎額 (C) は次の算式により算出し、10,000円未満を切り捨てた額とします。

$$\text{失格基準価格基礎額 (C)} = \text{直接工事費} \times a + \text{共通仮設費} \times b + \text{現場管理費} \times c + \text{一般管理費} \times d$$

上記算式における係数 a, b, c 及び d は、予定価格の区分に応じ、次の表に掲げるとおりとします。

係数	予定価格 経費区分	5千万円 未満	5千万円以上3億円未満	3億円 以上
		a	直接工事費	0.873
b	共通仮設費	0.81	$0.81 - 0.081 \times (\text{予定価格} - 50,000,000\text{円}) / 250,000,000\text{円}$	0.729
c	現場管理費	0.81	$0.81 - 0.081 \times (\text{予定価格} - 50,000,000\text{円}) / 250,000,000\text{円}$	0.729
d	一般管理費	0.495	$0.495 - 0.0495 \times (\text{予定価格} - 50,000,000\text{円}) / 250,000,000\text{円}$	0.4455

(表中の「予定価格」は、消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(係数 a, b, c 及び d は、それぞれ小数第4位までとし、小数第5位を切り捨てる。)

失格基準価格基礎額 (C) の算出に用いる直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の経費区分については、工事の種類の区分に応じ、次の表のとおり読み替えるものとします。

工事の種類	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
土木関連工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
建築関連工事	直接工事費 × 90%	共通仮設費	(現場管理費 + 直接工事費 × 10%)	一般管理費
建築物の解体工事	直接工事費 × 75%	共通仮設費	(現場管理費 + 直接工事費 × 25%)	一般管理費
プラント設備工事	機器費 × 85% + 直接工事費	共通仮設費	(現場管理費 + 据付間接費 + 設計技術費)	一般管理費
水道設備関連工事	(直接工事費 - 機器費 × 40%)	(共通仮設費 + 機器費 × 10%)	(現場管理費 + 機器費 × 20%)	(一般管理費 + 機器費 × 10%)

(建築関連工事は建築物に付随する設備工事を含む。)

(プラント設備工事はプラント設備工事に付随する電気工事等を含む。)

(水道設備関連工事は水道設備に含まれる電気工事等を含む。)

(3) ランダム係数 (B) について

ランダム係数 (B) は、入札の案件ごとに調査基準価格を求める際に算出したランダム係数 (B) と同じ係数を用います。

6 低入札価格調査の方法

総合評価方式における低入札価格調査は次のとおり実施します。

なお、本文は事後審査方式を基準としています。事前審査方式で行う入札については、文中の「第一落札候補者」を「落札者」と読み替えてください。また、事前審査方式の場合は⑩の事後審査は行いません。

- ① 開札後、総合評価一般競争入札における評価を行い、最も評価値の高い者となった入札者を選定します。

- ② ①の評価の結果、最も評価値の高い者となった入札者の入札金額が、調査基準価格未満、かつ失格基準価格以上である場合は、その者を調査対象者として、低入札価格調査を実施します。
- ③ 呉市契約課から調査対象者となった者に対して、低入札価格調査にかかる資料（以下「調査資料」といいます。）の提出を電話により依頼します。
- ④ 調査対象者は、ホームページから必要な様式をダウンロードし、調査資料を作成します。
提出する調査資料の様式、記入方法及び提出方法については、要領を参考にしてください。
- ⑤ 調査資料は、原則、提出を求めた日の翌日の16時までに呉市契約課へ提出してください。
なお、指定した日時までに調査資料の提出がない場合は、調査対象者の入札を「無効」とし、理由書の提出を求めます。
- ⑥ 工事担当課は、提出された調査資料を基に調査を行います。
なお、調査に必要な場合は、調査対象者に対してヒアリングを行うほか、追加資料の提出等を求めることがあります。
なお、調査対象者がヒアリングに協力的でない場合、または追加資料の提出を求めた場合において指定した日時までに提出がない場合は、調査対象者の入札を「無効」とします。
- ⑦ 低入札価格調査を辞退する場合は、低入札価格調査辞退届を提出してください。
なお、低入札価格調査を辞退した場合は、調査対象者の入札を「無効」とします。
- ⑧ 調査の結果を受けて開催する呉市公正入札調査委員会において審議の結果、契約の 내용에 適合した履行が確保され、かつ、契約を締結しても公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがないと認められるときは、調査対象者を第一落札候補者とします。
なお、調査又は審議の結果、契約の 내용에 適合した履行が確保できないと認められる場合、または契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、調査対象者の入札を「無効」とします。
- ⑨ ⑤から⑧において調査対象者の入札を「無効」とした場合は、調査対象者の次に評価値が高い入札者（以下「次順位者」といいます。）を第一落札候補者とします。
ただし、次順位者の入札金額が、調査基準価格未満、かつ失格基準価格以上である場合は、次順位者を調査対象者として③から⑧までを準用して調査を行い、以下、第一落札候補者が決定するまで同様の調査を行います。
- ⑩ 第一落札候補者が決定された後、その者を対象として入札参加資格要件についての事後審査を行い、落札者を決定します。

7 調査対象者と契約する場合の措置

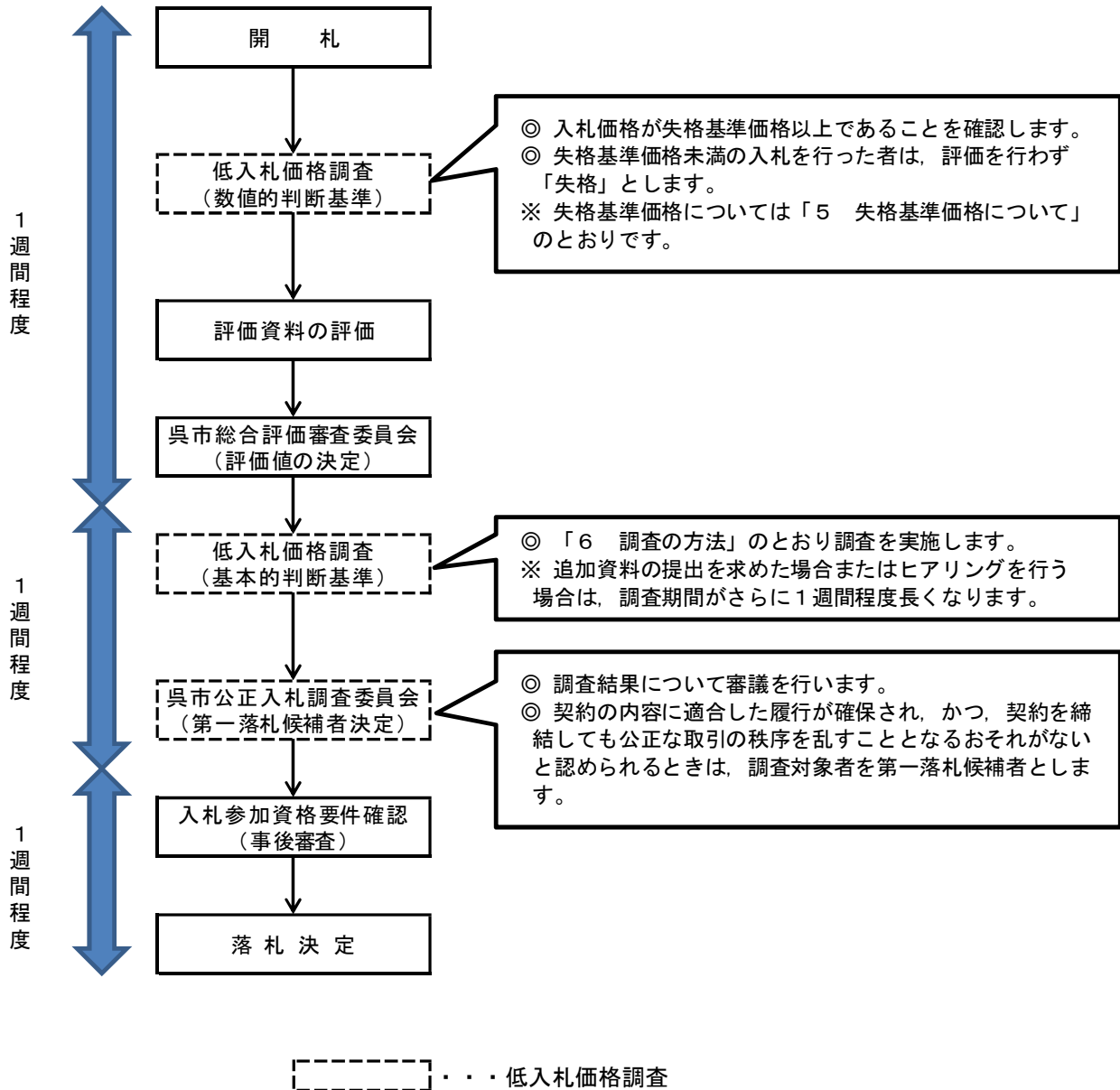
調査対象者と契約する場合には、次に掲げる措置を講じます。

- ① かし担保責任の存続期間について、工事目的物の引渡しを受けた日から通常2年以内のところを4年以内（木造の建物等の建設工事及び設備工事等の場合にあつては通常1年以内のところを2年以内）に延伸します。
- ② 適正な施工を確保するため、総括監督員（工事を担当する監督員を総括する職員）による現場点検を行います。

8 開札後の流れ

事後審査方式における標準的な開札後の流れは次のとおりです。

なお、総合評価で最も評価値の高い入札者の入札金額が調査基準価格以上のときは、低入札価格調査の対象とはならないため、呉市総合評価審査委員会の審査を経て、入札参加資格要件の確認（事後審査）後、落札決定となります。



※ 事前審査方式の場合は、表中の「第一落札候補者」を「落札者」と読み替えるとともに、表中の事後審査は行いません。